

## 「ながさき太陽光倶楽部クレジット」販売要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、長崎県内の住宅に太陽光発電設備を設置する住民による会員組織であり、長崎県が運営・管理を務める「ながさき太陽光倶楽部」が、国が運営するクレジット認証制度において認証を受け取得した「ながさき太陽光倶楽部クレジット」（以下「クレジット」という。）をクレジットの購入を希望する事業者等（以下「事業者等」という。）に販売するにあたり必要な事項を定める。

### (事業者等の募集)

第2条 県は、事業者等の募集を県ホームページ等により行うものとし、募集にあたっては募集期間及びクレジットの販売予定数量を公表するものとする。

2 前項の規定による事業者等の募集は、次に掲げる順番で行うものとする。

(1) 県内に本社又は主たる事務所等を有する事業者等（以下「県内事業者等」という。）のみを対象として募集を行う。

(2) 前号による募集期間の終了後、販売予定数量に残余がある場合は、県内事業者等に該当しない事業者等（以下「県外事業者等」という。）を対象に加えて募集を行う。

### (対象事業者等)

第3条 前条の規定による募集の対象は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす事業者等とする。

(1) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づく排除措置を受けておらず、かつ、受ける見込みがない事業者、団体等

(2) 各種法令に違反していない事業者、団体等

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない事業者、団体等

2 前項の規定に関わらず、他者に転売することを目的にクレジット購入の申し込みをする事業者等を対象外とする。

3 県は、事業者等からクレジット購入の申し込みがあった場合で必要と認めるときは、事業者等に対して資料の提出を求めることができる。

### (販売数量の単位及び販売単価)

第4条 クレジットの販売数量は、1口を1トン（t-CO<sub>2</sub>）とし、事業者等の購入希望数量を10トン（10口）以上とする。

2 販売単価は、800円／トン（t-CO<sub>2</sub>）以上とする。（消費税及び地方消費税を含まない。）

(購入の申し込み)

第5条 事業者等は、クレジット購入の申し込みをするときは、募集期間内に購入申込書(様式1号)を持参又は郵送(必着)のいずれかの方法により、県地域環境課に提出する。

(取引事業者の決定)

第6条 県は、前条の規定による申し込みがあった場合は、第3条及び第4条の規定に基づき申し込み内容を確認のうえ、クレジットを売却する事業者等(以下「取引事業者」という。)を決定する。

2 前項において、2者以上の事業者等から販売予定数量を超える申し込みがあった場合は、購入希望単価がより高額である事業者等から順番に取引事業者を決定し、販売予定数量に達するまで販売する。

3 前項において、購入希望単価が同額の事業者等が2者以上あった場合は、購入希望数量がより多い事業者等から順番に取引事業者を決定する。また、購入希望単価及び購入希望数量がいずれも同じ事業者等が2者以上あった場合は、抽選により当該事業者等の優先順位を決定する。

4 前3項において、事業者等の購入希望数量が、販売予定数量から上位の事業者等に対する販売数量の合計を差し引いた数量(以下「残数量」という。)を上回る場合は、当該事業者等は購入申込書に記載した購入希望単価により残数量を購入するものとする。

5 県は、販売の適否について、購入申し込みがあった事業者等に書面により通知する。

(契約書の作成)

第7条 前条の規定により決定した取引事業者については、「ながさき太陽光倶楽部」及び県の3者間で契約書を作成し、契約を締結する。

(代金の納入)

第8条 「ながさき太陽光倶楽部」は、クレジットの売買代金を、すべて県に寄付するものとし、取引事業者は、クレジットの売買代金を、県が別に定める期日までに、納入通知書により県に納入する。

(クレジットの移転)

第9条 県は、取引事業者から売買代金が納入されたことを確認後、クレジットを管理するJ-クレジット管理口座から、取引事業者が指定する保有口座へクレジットの移転を行う。

2 取引事業者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、県がクレジットの代理償却を行うことができる。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び「ながさき太陽光倶楽部」並びに事業者等又は取引事業者が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月21日から施行する。

この要領は、令和2年5月14日から施行する。